

本日、東京地方裁判所が、原告の請求を棄却したことは誠に遺憾であり、怒りを禁じえない。

判決は、原告に対する優生手術は、誤った審査に基づくものであったから損害賠償を求め得る地位を得た。しかし、除斥期間経過により請求権は消滅したというものであり、原告がかつて甚大な人権侵害を受けたことを前提としつつも、それに対する救済の途を断つ判断を下した。

また、判決は、原告になされた優生手術が憲法13条で保護された実子をもつかどうかについての意思決定をする自由を侵害するものであったことは認めつつも、優生保護法4条、12条に規定する疾患が認められないのに手術を適当と判断したことが不法行為であるとしている。これは、優生保護法被害の本質を全く理解していないといえる。

被告国の責任を考えるにあたっては、かつて国が、憲法13条、14条、31条等に違反する違憲な法律を作り、それに基づき、1万6500件もの強制不妊手術を行い、一応同意があるとされる遺伝性疾患等を理由としたものも含めれば少なくとも合計2万5000件もの優生手術を行ったという事実を抜きに判断することはできない。

のみならず、旧優生保護法は優生上の見地から不良な子孫の出生を防止するというそれ自体違憲な目的のため、特定の疾患や障害がある者をカテゴリ一化し、その者が「不良」であるとのスティグマを社会に構築・醸成し、国自身が差別感情の維持・強化をしたことも忘れてはならない。

これらの事実は、何十年の時が経過しようが決して消し去ることはできないし、消し去ってはいけない。にもかかわらず、本判決は除斥期間を適用して、原告の請求を棄却し、国の責任は単なる時間の経過によって消滅するのだと宣言した。

さらに、判決は、どんなに遅くとも、平成8年改正時点において、提訴が困難であったと認められないとしているが、原告は、旧優生保護法により蔓延したスティグマに晒され、適切な権利行使の機会すらなかったものである。本判決は、平成8年当時において国が優生手術は適法であるとの見解を繰り返し公表していたことを前提として、被害者に損害賠償請求権行使の機会があったとした。当時の障害者の実情や優生保護法制定によってより一層蔓延していたスティグマを一切考慮しない、冷徹かつ形式的極まりない判断というほかない。訴訟提起までに長期間を要したことが原告に不利に評価されてはならないし、ましてや、そのことをもって救済の途が断たれるなど言語道断である。

大阪訴訟の知的障害のある原告は、法廷において手術から50年以上経過してもなお、最大一番の望みは優生手術前の元の身体に戻してほしいことだと絞り出すように必死に述べた。聴覚障害がある原告夫妻は国に謝罪をしてほしい

と涙ながらに訴えた。

大阪弁護士会は、原告らに対してなされた人権侵害の甚大さのみならず、原告らを含む障害者が旧優生保護法により蔓延したスティグマに晒され、知的障害や聴覚障害があることで司法アクセスを阻害されて、適切な権利行使の機会すらなかったことを強く訴えている。原告らの無念の思いが届くよう、そして裁判所において、適正な判断がなされることを求めて、引き続き全力で活動を継続することを表明する。

2020年6月30日

優生保護法被害大阪訴訟弁護士会